

平成18年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年6月8日（木曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長の諸般報告

第4 町長の招集あいさつ

第5 陳情等上程（委員会付託）

陳情第3号 美郷町立六郷中学校の通学路拡幅について

陳情第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める
陳情書

陳情第5号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について

陳情第6号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳
情書

陳情第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書

陳情第8号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情

請願第1号 農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求
める請願書

第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	澁谷 喜一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄一 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	高橋 福雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	鈴木 隆 君

代表監査委員 久 米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武 藤 久 男	参	事	渋谷 新一
上席主査	後 藤 貞 江	主	任	武 田 浩 之

◎開会及び開議の宣告

- 議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第4回美郷町議会定例会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第118条の規定により、15番、泉 繁夫君、16番、吉野 久君を指名いたします。
-

◎会期決定について

- 議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日6月8日から6月13日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

- 議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

それでは、報告いたします。5月31日、議会運営委員会を開催しまして、会期日程を次のとおり決定しました。

定例会議の会期及び審議内容についてご報告いたします。

会期につきましては、本日6月8日から6月13日までの6日間といたしました。

次に、内容について申し上げます。

本日は、町長の招集あいさつ、陳情、請願の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後に、一般質問を行いまして、初日を終了する予定であります。

9日の金曜日は、本会議を休会しまして、各常任委員会を開催し、付託されました案件の審査を行う予定であります。

6月10日と11日は休会といたします。

6月12日、月曜日は、再開しまして、報告第7号から報告第13号、承認第1号から承認第4号、議案第31号から議案第45号までの内容説明を行います。

13日火曜日は、12日に説明のありました単行議案の審議を行い、委員会報告をしまして、終了の予定であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これについて質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成17年度2月分、3月分、4月分並びに平成18年度4月分の報告がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（伊藤福章君） 日程第4、定例会招集に当たって、町長の行政報告の申し出がありますの

で、これを許します。町長、松田知己君。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) 平成18年第4回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、町長公室関係ですが、行政座談会を6月14日から6月30日にかけて町内15カ所で開催いたします。今年度の町の主要事業について説明するほか、町民各位からさまざまなご意見等をお伺いし、今後の取り組みに反映させてまいります。

次に、総務課関係ですが、4月から厚生労働省との人事交流を行っております。雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室から派遣をいただきましたが、福祉保健課に配属し、福祉保健業務全般に取り組んでいただいております。また、本町の職員を同省雇用均等・児童家庭局保育課に派遣しております。

この交流は、2年間の予定ですが、町から別の組織に出ること、別の組織から招き入れることによって、広い視野に立った職員の意識向上を期待しております。変革の時代の中、新しい視点や発想で課題解決に取り組む職員を育成することで、的確な行政推進や町民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

また、4月25日に町内3地区ごとに行政協力員会議を開催し、今年度から統一される役割や行政区への補助金制度についての説明を行っております。

また、先般「美郷町まちづくりガイド」を作成し、各世帯に配布いたしました。今年度のまちづくりの具体策についてご理解いただくとともに、まちづくりに対する情報を町民と行政が共有し、住民参加のもとでまちづくりを推進していくきっかけとなることを期待しております。

平成18年度的美郷町職員採用試験についてですが、来年度の採用予定として、上級職若干名と大学卒業程度の民間企業の職務経験者1名を募集します。退職による急激な職員減少による業務遅滞の回避と組織の活性化及び年代の継続性等を期すために採用するものです。申し込みは、8月2日から23日までで、試験日は9月17日としております。これら採用試験の受験案内については、広報美郷及び美郷町ホームページに掲載し、周知したいと考えております。

住民生活課関係ですが、大仙美郷環境事業組合営一般廃棄物最終処分場建設事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

昨年度末には基本計画、基本設計、生活環境影響調査、地域計画等が完了しており、事業の承認と交付金の内示を受けているところです。本年度に入り、4月には実施設計業務委託を締結し、6月下旬に工事の発注ができる見込みです。

施設は、被覆型（クローズド型）処分場で、平成20年度から平成34年度までの15カ年埋立処理を計画しているところですが、現在使用している最終処分場はもちろんのこと、新設処分場の埋立期間の延長を図るため、大仙市・中仙地区の搬入開始に合わせ、構成市町のさらなる廃棄物の排出抑制に取り組みことが重要と考えているところです。

また、し尿処理施設整備工事については、平成19年3月に完成を予定しており、現在計画どおりの進捗です。

福祉保健課関係ですが、平成18年度の町による健診を4月7日から5月10日は千畑地区、4月10日から5月9日まで仙南地区、5月11日から5月25日まで六郷地区で、延べ50日間にわたって実施いたしました。

今年度の健診事業も受診者が一回で受診できるよう、基本健診とがん検診をセットにした総合健診として実施いたしました。昨年と比較しますと、余り待ち時間もなく、かなりスムーズに健診が行われたものと考えております。

現在、受診状況を精査するとともに、健診機関から送られてきた健診結果通知を各受診者に通知しておりますが、早期発見、早期治療は依然として健康を守る有効な手段であり、自分の健康は自分で守ることが基本になりますので、受診された住民の皆様には健診結果を有効にご活用くださるようお願いするとともに、町としても一層の受診率の向上や健診の事後指導に努めていきたいと考えております。

なお、今年度から介護保険制度の改正により、65歳以上の方を対象に全国一律の調査項目による生活機能の評価というのが健診項目に加わっております。これは、要介護状態になるおそれる高い高齢者、特定高齢者という言葉で表現されておりますが、この特定高齢者をいち早く把握し、予防に効果のある事業を行うことにより、自立度を高め、重度化の防止を図るとともに、介護給付の伸びを抑制していこうとするものですが、健診結果をもとにしたかかりつけ医の判断が必要とされており、今後医療機関との連携も図りながら、特定高齢者の把握と介護予防事業の実施に取り組んでまいります。

農政課関係ですが、平成19年度から始まる新たな経営安定対策への対応として、4月1日から農政課内に新たに担い手対策班を設け、3名の職員を配置し、担い手の確保、育成、集落営農や農業法人化等の組織化に向けて県や農業団体と連携のもとに地域の合意形成を推進しております。

4月末現在で説明会や集落座談会を町内167カ所で開催し、2,218名の担い手や農家が出席しております。現在は、組織の熟度評価とあわせて推進モデル地区の選定作業を進めております。

平成18年度の農家別転作目標面積は、1,679ヘクタール、生産数量目標配分率は71.64%で、

農家の皆様へ一律に配分し、ご協力をお願いしており、5月2日までに農家の皆様から水稻生産実施計画書の回収を終了しております。

転作の第1次確認は、6月19日から30日までを現地確認期間として、関係機関の協力を得て実施いたします。

また、加工米については、昨年から農家の皆様の自主的な希望数量の申し込みとなっており、279.7ヘクタールの申し込みがあり、昨年より43.8ヘクタール、18.6%増加しております。

かねてから、国と県に要望しておりました「経営体育成基盤整備事業 本堂城回地区」の新規事業採択が平成18年4月3日付で東北農政局長より秋田県に採択通知が交付され、ことしから事業に着手することになりました。

建設課関係ですが、このたび下水道と浄化槽を一体的に整備する地域再生計画「しずのまち」美郷町六郷湧水群再生計画が内閣府より認定を受けました。従来下水道は、公共下水道事業として、浄化槽は浄化槽整備事業として独自に進めてまいりましたが、事業を一体化することで、より柔軟な予算活用が可能となり、地域により密着した形で環境を整備し、住民の生活環境向上を図ることができるものと考えております。

国体準備室関係ですが、国体開催を来年に控え、室を挙げてより機動的な推進を図るため、6月1日から2班体制を国体推進班1班体制に改組しております。

最後に、学務課関係ですが、県内において小学生が犠牲となった痛ましい事件が発生しました。町では、直ちに町民の方々に子供見守りと不審者情報提供を呼びかけるとともに、防犯協会、防犯指導隊、交通指導隊、「子ども見まもり隊」ボランティア会員の皆様に見守り強化をお願いしております。

また、学校に対しましても緊急校長会を開催し、登下校時における安全確保の体制の再点検と取り組みの強化を指導したところです。

今後とも子供たちの安全を最優先し、地域の皆さんや関係機関との連携を図りながら、地域全体で子供を守るまちづくりに取り組んでまいります。

続きまして、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第7号及び報告第8号 専決処分事項の報告についてですが、公用車及び除雪車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

報告第9号 美郷町障害者計画の策定の報告についてですが、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、障害があっても自立した自分らしい生き方ができる社会の実現を基本理念として、

美郷町障害者計画を策定いたしましたので、ご報告するものです。

報告第10号、第11号及び第12号 繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、3月定例議会において議決いただいた平成17年度美郷町一般会計補正予算、美郷町簡易水道事業特別会計補正予算及び美郷町下水道事業特別会計補正予算の中の繰越明許費について繰り越した金額及び財源内訳等をご報告するものです。

報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告についてですが、平成17年度美郷町一般会計予算における種苗センター改修工事について、豪雪による影響で工事の進捗が大幅におくれたことにより繰り越した金額及び財源内訳等をご報告するものです。

承認第1号及び承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例を専決処分により改正したことについてご承認をいただくものです。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成17年度美郷町一般会計予算において年度末に交付決定が行われた地方譲与税、国庫支出金等の歳入の額及び老人保健特別会計への繰出金等の歳出の額の確定による補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものです。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成17年度美郷町老人保健特別会計予算において医療給付費の実績見込みによる歳出の減額とそれに伴う一般会計からの繰入金金の減額に係る補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものです。

議案第31号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてですが、組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併に伴い脱退及び加入並びに名称を変更する団体が生じたこと、及び共同処理する事務に係る地方公共団体に変更が生じたことによる規約の改正についてお諮りするものです。

議案第32号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてですが、組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併に伴い脱退及び加入する団体が生じたことにより、同組合から能代市ほか5町1村を脱退させ、能代市ほか2町を加入させることについてお諮りするものです。

議案第33号 美郷町高額療養費貸付基金条例の一部改正についてですが、被保険者を救済する観点から、高額貸付の要件を改正することについてお諮りするものです。

議案第34号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、平成18年度の国民健康保険税の税率等を改正することについてお諮りするものです。

議案第35号 美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてですが、障害者自立支援法の規定に基づき、美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定めるため、条例を制定することについてお諮りするものです。

議案第36号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、美郷町障害程度区分認定審査会委員の報酬の額を定めることについてお諮りするものです。

議案第37号 美郷町介護手当支給条例の一部改正についてですが、介護手当支払い回数を変更することについてお諮りするものです。

議案第38号及び議案第39号 工事請負契約の一部変更についてですが、契約金額の変更についてお諮りするものです。

議案第40号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第1号についてですが、児童手当の制度改正に係る歳入歳出予算の組み替え、町営住宅建設事業の事業量の追加、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものです。

議案第41号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、歳入における国民健康保険税の減額や前年度繰越金の増額及び歳出における老人保健拠出金の増額等についてお諮りするものです。

議案第42号 平成18年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号についてですが、支払い基金や県からの交付金等の返還金に要する歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第43号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算1号についてですが、六郷東部簡易水道事業の増額及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものです。

議案第44号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号及び議案第45号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものです。

以上、行政報告とともに、提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

◎陳情第3号～陳情第8号、請願第1号の上程、委員会付託

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第3号 美郷町立六郷中学校の通学路拡幅についての陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。陳情第3号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、陳情第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。陳情第4号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、陳情第5号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。陳情第5号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、陳情第6号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。この陳情についても産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。陳情第6号についても産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、陳情第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。この陳情書については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。陳情第7号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、陳情第8号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。この陳情についても総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。陳情第8号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、請願第1号 農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書についてを上程し、議題といたします。

請願書の朗読は省略いたします。

紹介議員がおりますので、紹介議員の説明を求めます。武藤 威君、登壇願います。

(9番 武藤 威君 登壇)

- 9番(武藤 威君) 9番、武藤です。

農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願についてでございますけれども、これを出されたところが、農民運動秋田県連合会、俗称農民連というところでございますけれども、そして、紹介議員が武藤と泉 美和子ということになっておりますので、ご理解願ひ得ないところもあると思っておりますので、ちょっとまさか共産党から来たものかなと

間違っ理解されれば困りますので、実は、やはり今農業情勢がこのように厳しい中で、農業の小さな農家の切り捨てがやられている中、やはり農業圏、また、東北の農業を守らなければならないということで、かつての前の十文字の町長とかもちろん湯沢の現在の市長もですけども、また、農協関係では小松正一さんもちろん、また自民党の方々、党関係なく民主党の方も入っておりますし、私もそういう中で少しでもそういう形で活動したいなということで、その会員になっておりますので、これは私あてに出してくれということで来たような感じがします。

実は、私から本当はこういうことを言うのはなんですけれども、私もここに農業委員会長初め農業委員の事務局もおりますけれども、私も農業委員として長年お世話になってきたわけでございますけれども、平成15年ごろから何だか本当にかつての千畑町、美郷町の農業委員としてこういう形でいいのかなと思って、私は自信が持てなくなりまして、農業委員をやめた経緯がございます。

と申しますのは、やはり平成15年度の農業経営基盤強化促進法の改正によって農用地の利用改善団体が農用地の利用集積を図る相手としてこれまでの認定農業者や特定農業法人に加えて地域の農用地を面としてまとめたものを利用すると。そういう組織、そういう団体を今度は加えられると。いや、そうなったら、この秋田県、東北、全国もですけども、この美郷町ではこの形でいけば、恐らく9割ぐらいの農家の人たちは田んぼをやめなければならないと。いや、そうなったら、この町の六郷のシャッターはもっと全部しまってしまうだろうし、仙南の駅前も後三年の駅前のあたりも本当にシャッターならいかんべ、シャッターまでぼっこしてしまわないといけません。そういう町で、本当に町で企画した、計画した本当にホットな安心して暮らせる美郷町とはほど遠くなるという形になってしまうのではないかなという形で、農業委員として自信がなくなってやめてしまった経緯がございます。

それはそれ、私個人のことでございますので、それはどうでもいいことでございますけれども、ただ、今私から言うまでもなく、個人では4町歩と、グループでは20町歩と。何だかんだ言っておりますけれども、先ほどの町長の説明にもございましたけれども、六郷の下水道に触れましたけれども、やはり「しずのまち」、形態が果たして4町歩以上、20町歩以上で本当にあの水がめを守ってくれる、あの沢筋の田んぼ、せつかく昔から開墾してきて、これまで持ってきてくれた田んぼ、今後どうなるのか。4町歩以上やってくれる人があそこで出るのかどうか。六郷の水がめ、美郷全部の生活状態がおかしくなるのではないかと思われるわけございまして、恐らくこの形でははいそうですかと、県、国の言うなりに、やはりこの町独自でもそれなりの手だてをして、このままでいけば、この町がおかしくなってしまうのではないかと考えているのは、私だけではない。

町長初め議員の皆さん初め、町民のみんながそう思っておると思います。

いずれにせよ、この最低条件をクリアしなければやれないと。これは、恐らくこの町、日本全国皆見てもですけれども、これはちょっと無理なことではないか。国のあれだから仕方がないと。果たしてそれでいいのかどうかと。よく……、どこかの委員会に付託されると思いますので、なるだけ慎重に審査していただきたい。そうでなくても今世界的に見れば飢饉もあるし、餓死して何十万、何千万という人間が5歳や6歳で死んでいく国もございますし、やっぱりそういう全国的なことも世界的なことも考えなければできないだろうし、やはりこの美郷の議員として美郷の町のことも考えていかなければできない。

ここに請願項目として二つほど出してありますけれども、やはり、品目横断的経営安定対策を実施するに当たっては、やはり必ず4町歩以上とか、今まじめにやっている1町歩でも5反歩でも大事な食料を守っている農家の人たち、これは立派な担い手として見ていかなければできないと思うわけでございます。

ましてや、4町歩以上あっても今大変厳しい状況のもとでございます。やはりつくりたい、やりたい人は、みんな大事な食料を守る、環境を守る我々の大事な担い手として位置づけていかなければできないわけであると私は考えております。

皆さんからもその辺も考えながら、慎重に審議して、ぜひとも採択していただきたいものだなと思います。

ですから、規模の大小に関係ないという形で進めていってほしい。もし、委員会で説明あれば、その後また言いますので、まずこの辺で……。以上です。

○議長（伊藤福章君） お諮りいたします。この請願については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。請願第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

（「議長、済みません。陳情、請願の取り扱いについて発言したいんですが」の声あり）吉野君。

○16番（吉野 久君） 以前は請願、陳情につきましては、議員宅に事前に配付されておりました。今回そういうことがございまして、いきなりこの本会議で提出されたわけですが、内容からして、どこそこ委員会に付託したいと思いますと言われましても、実はその内容を読んでいないと、非常に返答しづらい状況なんですけれども、今後ともこういう形で事前配付しないで、そ

の場に提出する形になりますか。

○議長（伊藤福章君） 事前配付いたします。今後は。（「お願いします」の声あり）

陳情、請願は、以上ですけれども、ほかに皆様のお手元に要望書が配付されております。この要望書について、若干説明していただきたいということがございましたので、説明させていただきます。

この要望書は、造園協会の方から来た要望書でありまして、街路樹など、また公園など専門家に任せることなく、例えば土建業者に任せてどんどん景観をそこなうような、枝を切り落としてみたりなんかすると。そのようなことのないよう、専門家の造園業者をお願いしたいという旨の要望だそうです。どうかその点をご理解いただきたいと思います。以上です。

◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇ 熊谷良夫君

○議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

（12番 熊谷良夫君 登壇）

○12番（熊谷良夫君） 12番、熊谷です。一般質問を行います。

さきの大戦が終結して、終戦の年から61年が過ぎました。先月発行されました地方議会人の3月号に次のようなことが載っています。

「我が国は高度経済成長期を経て、安定成長期、さらに激動の変革期へとさまざまな時代を経験してきた。

こうした時代背景をもとに、地域社会は人に優しい生活環境をつくり上げてきただろうか。殺伐たる事件が連日報道されている。我が子が1人で安心して学校から帰宅できない時代、世界屈

指の長寿国と言われながらお年寄りに真に優しい地域社会を実現しているか。効率のみを求める時代を評して人間性の喪失、地域コミュニティの崩壊を指摘する声は多い。

今こそ人を思いやる心、互いに助け合う心、信頼関係の絆を育て、人に優しいまちづくり、正面から取り組んでいかなければならない。」と書いてあります。

よく言われていることですが、全くそのとおりだと思っております。

美郷町総合計画の中のまちづくりの留意点として、「住民意向の反映、均衡ある地域の発展、地域一体化の推進、行政サービス水準の維持、向上」の四つが挙げられています。

このことを踏まえて、次の事柄について町長の見解をお伺いします。

顔の見える距離、声の聞こえる範囲として、小さな合併を選択した美郷町は、2万4,000人のみんなが顔見知りなことが大切ではないでしょうか。役場に用事で行っても、知っている人が少なく、相談しづらいとの話をよく聞きます。私は、役場の職員の顔がわからないという不満を解消することがまずさきに上げた地域一体化の推進、行政サービスの水準の維持、向上のための手始めではないかと思えます。

JA農協が出した部署ごとの顔写真入りのパンフレットのようなものを発行してはどうかと思うのが私の第1の提案、希望であります。

次に、子供を守る取り組みを強化していかなければというのが二つ目の提案です。

「子ども見まもり隊」のステッカーの目的はどこにあるのでしょうか。「地域みんなが常に見回っていますよ」ということで、不審者に無言の圧力をかけるのであるならば、下校時におけるパトカーの定期的な巡回が一番効果があるのではないかと思います。

私は、交通安全協会の一員として、弱者である子供たちとお年寄りを交通事故から守ろうということで活動しておりますが、そんな中でも、昨今の社会情勢を踏まえ、あらゆる犯罪から子供たちを守ろうということが話し合われてきています。

私たちの所有している広報車や交通指導隊の広報車をもっと活用すべきではないでしょうか。

次の提案として、私たちにとっては、毎日自宅の前を通過して学校に通っている子供たちは近所の子供であり、隣の家の孫であります。子供たちにとっては、私は知らないおじさんの1人であることが多い現状にあります。多分そう感じている方も少なくないと思えます。「子ども見まもり隊」のステッカーのほかに腕章あるいは名前をつけたワッペンなどがあれば、もっと積極的に子供たちに声をかけることができるのにという要望が出ております。声かけ運動から顔を覚えてもらい、そこから地域の一体化が始まるのではないかと思います。

次に、以前ほかの議員が一般質問の中で町内全部の児童を対象にした通園バスで送迎する提案

がありましたが、その後検討していたでしょうか。

新潟県加茂市では合併しない市町村の一つとして、独自の施策を実行しております。人口3万3,000人の中で全児童を対象にした通学バスを運行しております。

このような時代だからこそ、真剣に検討することに値する事柄ではないかと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

「人にやさしいまちづくり」にはいろいろな政策が考えられますが、以上のことについて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、職員の顔写真入りのパンフレット作成のご提案についてですが、合併や分庁方式の採用によりまして、最寄り庁舎に面識のない職員が多くなり、町民の方々が合併前に比べて相談しづらいつと感じることについては、理解できるところです。

これを解消するために、職員の顔写真入りパンフレットを発行してはいかがというご提案ですが、現在町の職員は特別職も含めまして300人おります。町民の皆さんにご認識いただける大きさの顔写真でパンフレットを作成するとすれば、相応の厚みのある冊子になるものと存じます。また、毎年人事異動がありますので、毎年作成しなければなりません。

こうした事情を考慮いたしますと、各世帯に配布するパンフレットの作成、発行は難しいものと考えております。

しかしながら、議員ご提案の趣旨も理解できる場所ですので、パンフレット作成と同様の意義となるよう、各庁舎内に職員の顔写真入りの配置図を設置し、気軽にご相談できるように配慮してまいりたいと存じます。

また、顔写真で町民の皆さんに職員を知ってもらうこと以上に、職員みずらが町民の目線で親切かつさわやかに応対することが何より相談のしやすさにつながるものと理解しておりますので、職員の意識向上や接遇になお一層留意してまいりたいと存じます。

次に、子供の安全確保対策についてですが、町では議員ご承知のとおり、安全確保対策の一つとして、ことし2月に地域の皆さんや防犯協会、交通指導隊等の団体、企業のご協力を得ながら「子ども見まもり隊」ボランティアを結成し、「子ども見まもり隊」のステッカーを車に張って運行していただいております。

これは、実際に不審者を発見した場合の通報や緊急保護をお願いするとともに、美郷町は町全

体で子供の安全を見守っているということを特定の時間に限って対応するのではなくて、日常的に町内外へアピールし、不審者等に対して抑止力を働かせること、そして、町全体の防犯に対する機運を高めることを目的としたものです。

議員ご提案の交通指導隊広報車による下校時の巡回についてですが、既に交通指導隊の皆さんには交通安全等で町内を指導車で巡回する際、あわせて「子ども見まもり隊」の役割も担ってもらいたいことをお願いし、下校時間帯にパトロールしていただいているところです。現在のところ、週2回の巡回となっております。

さらに、今後は教育委員会事務局公用車等に青色回転灯を設置し、下校時間帯に定期的巡回を行うなど、見守りの強化を図るとともに、ボランティア協力者の増加により不足してきた「子ども見まもり隊」ステッカーを再度作成したいため、今般の補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくご審議をお願いいたどうかお願いいたします。

また、町内全小学校でもPTA、祖父母、老人クラブ、防犯協会委員等の皆さんによる地域安全見守り隊がそれぞれの学校ごとに立ち上がっており、見守りと声かけ運動等を実施するため、町予算で既に腕章やたすき、帽子などを購入し、取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、スクールバス運行についてであります。さきの議会で答弁しておりますとおり、美郷町としては、遠距離対策ととらえております。改めてご理解をお願いいたします。

確かに、スクールバスでの送迎は、危険性の低減に効果はあるものと存じますが、それで100%安全とは言い切れない状況もあることに加えて、子供を守るために大人みずからが実際に汗を流している姿を示すことが将来の大人である子供の健全な成長を考慮しますと重要なことと存じます。やはり、大切なのは、家庭、学校、行政関係者、関係団体のネットワークをしっかりとさせ、地域が一体となって防犯に取り組むことではないかと考えております。

なお、新潟県加茂市から状況を聞いてみますと、スクールバスは、通学距離が1.5キロメートル以上の希望者に対して運行しており、全児童生徒2,713人のうち982人、全体の36%が利用しているとのことでした。バスは、27台運行とのことでした。

いずれにいたしましても、互いに支え合う心、それぞれ協力し合う心をはぐくみながら、これまでの各般の取り組みを持続、強化してまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。（「一言だけ」の声あり）12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 交通指導隊の広報車でありますけれども、現在町長もおっしゃっているように、週2回広報しているわけですが、そのほかまだあいているといたしますかですので、あのような事件がありました藤里町で内勤の職員の方が交代で毎日下校時に回っているという新聞報道で見ましたので、そのようなこともぜひご検討よろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで12番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。

◇ 吉 野 久 君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番、吉野 久君の一般質問を許可いたします。16番、吉野 久君、登壇願ひます。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） おはようございます。

一般質問に入ります前に、議長、済みません。資料の配付の方をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 許可します。

○16番（吉野 久君） それでは、景気浮揚対策と工業振興、商業振興について一般質問いたします。

まず初めに、景気浮揚対策についてお伺ひいたします。

5月16日、与謝野 馨経済財政担当相は、景気の基調判断を「回復している」とした月例経済報告を関係閣僚に提出し、その後の記者会見で「経済の基礎的条件は堅調で、悲観的な材料が見当たらない」と述べ、息の長い景気回復が続くとの認識を示しました。

しかし、稲作中心の農業を基幹産業とし、基盤が弱い中小企業の商工業者が大半を占める美郷町では、いまだに不況の底から抜け出していないのが現実です。

農業者の消費意欲は、米価の低迷による収入減と変更を重ねて方向性が見出せない農業政策により、依然低調です。

零細な商業者は、近隣市町村に乱立した大型店やディスカウント店の価格競争に巻き込まれ、疲弊し切っています。

そして、土木建築業者は、財政難と不況とともに減少した数少ない公共工事や民間工事を奪い合う状況です。

国の景気判断と個々に事情が違う地方の現実に乖離があることこそが問題です。

現在国では2010年代初等での基礎的財政収支の黒字を目指し、構造改革とともに、公共投資の削減と効率化を行っています。

しかし、これが地方の切り捨てにつながるのではないかと危惧しております。

また、経済力がない美郷町のような地方にあっては、公共工事ほど即効性のある景気浮揚対策はないと考えています。国の景気浮揚対策は、ここ数年来政治の重要課題でしたが、不良債権問題を最優先し、公共投資は二の次に置かれました。国がその責任を果たさないなら、地方が担うしかありません。本来商工業振興は、自助努力すべきものでしょう。しかし、それでは時代の流れに追いつけず淘汰される現状だからこそ、行政の積極的な政策展開が必要だと考えます。

まず初めに、町長は、美郷町の景気をどう判断し、行政がどうかかわるべきとお考えなのか、景気浮揚対策と商工業振興政策の所信をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のただいまのご質問にお答えいたします。

景気浮揚対策についてですが、まず、国全体の景気につきましては、5月16日に内閣府から発表された月例経済報告や5月19日に日本銀行から発表された金融経済月報において「景気は回復基調にあり、先行きについては、企業部門の好調さが家計部門に波及し、総合的に国内民間需要に支えられた景気回復が続く見込み」と報告されておりまして、議員ご指摘のとおりです。

また、県については、5月10日に公表された県内経済動向調査結果によりますと、「県内経済は、依然として厳しい部分もあるものの、電気、機械など、県内主要製造業を中心に緩やかな持ち直しの動きが見られる」と分析されておりまして、

また、景況感をあらわす全業種のDI値を前月と比較しますと、3カ月前との業況比較、DI値の比較は、マイナス23.7からマイナス9.7、現在の資金繰りは、マイナス19.3からマイナス8.8と、ともに改善している状況です。

しかし、個別に見ますと、製造業では前年同月比で生産額10.7%増、受注額11.4%増で、全体で9カ月連続してプラスになっているものの、建設業の前年度同月比では受注額は22.8%減で、3カ月先の業況見通し、DI値は、マイナス39.3からマイナス44.8と、厳しい見方にあるほか、サービス業では前年同月比では売り上げ高3.4%減であるものの、業況見通し、DI値は三角、つまりマイナス11.1から7.4と改善する見方となっております。議員ご指摘のとおり、県内においては、業種によって個々に事情が違うようです。

そうした状況を踏まえての町内の景気動向ですが、残念ながら、町では国や県のように直接的

に景気を判断できる指標は持ちあわせておりませんが、間接的な数値を見てみますと、決算統計における普通建設事業費については、合併前の平成13年度から平成16年度までの推移では、右肩上がりの投資額になっているものの、町民税の賦課総額の状況は、反対に平成14年度から平成17年度にかけて漸減傾向になっておりまして、短絡的な見方であることを前置きしながら、数値を判断しますと、公共投資は町民全体の所得にははね返りが小さい状況を示唆する結果ではないかと思っております。

一方、美郷町や大仙市、仙北市全体の3月における求人倍率の推移では、平成16年から平成18年にかけて改善されている状況にあり、また、美郷町内にある金融機関の3月における総貸出金残高を見ますと、求人倍率と同様、平成16年から平成18年にかけて伸びている状況になっております。これも短絡的な見方であることを前置きして数値を判断しますと、企業活動の観点では、全体的には回復の方向にあるのではないかと思わせるところです。

実際、町の企業活動に目を向けてみますと、町内誘致企業におきましては、部品製造部門では大手自動車部品メーカーとの取り引き拡大や光学部門では携帯電話関連での需要により事業が拡大傾向にある企業もある一方、繊維、衣服製造業や鉄鋼、金属製造業では原油価格の高騰により、収益が圧迫されているとの声もあるほか、商業についても販売額が落ち込み、大変である旨の声が聞こえてきているところです。

したがって、町の景気判断については、県と同様、業種によって個々に事情が違ってくるように思っているところです。

その上で、町の景気浮揚対策及び商工業振興政策についてですが、議員ご指摘の公共事業については、中央省庁もバブル崩壊後の景気浮揚対策として講じた国債や地方債を原資とした公共事業が国や地方の起債残高を押し上げ、現在の財政状況に至っていることに言及しておりますので、今後の景気浮揚対策として、同様に起債を原資にした公共投資に頼ったのでは、同じ轍を踏むことになり、健全財政を目指した場合、その方策は避けなければならないものと存じます。

では、どうした方策が望ましいかということになりますが、基本的に町民全体の所得が伸びることが景気浮揚の根源になりますので、まずは勤労収入が伸びるよう商工業活動に支援策を講ずるとともに、農林業収入が伸びるよう、各般の支援策を講ずることが肝要と考えております。

そのため、町としては、美郷町総合計画でネットワーク化による魅力ある商業の推進や商店街活性化のための総合的支援を講ずるほか、企業間の交流促進や既存誘致企業への支援を講ずることとしております。

また、複合作物の作付拡大や地産地消の推進、畜産の振興などの政策を展開していくこととし

ておりますので、ご理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。

○16番（吉野 久君） 1点だけ再質問させていただきますけれども、町長、景気の「気」は気持ちの「気」だそうです。やはり、気持ちが大切だと。町長の答弁の中で起債を使った公共投資がいろいろな財政事情を悪化してきていると申し述べております。確かにそのとおりだとは思いますが、ただ、公共事業に公共投資に起債を充当するのは、将来の住民にも負担してもらおうと。それだけ大事な事業をしますよという考え方で起債を起こすわけです。必要なものであったら、起債を起こしてでもやるべきことがあると私は考えております。そこいら辺のことは、次の工業振興についての質問の中で、または再質問の中でもう一度お聞きいたしますけれども、それについてお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁願います。自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問ですが、町としても起債に頼った公共事業については、議員ご承知のとおり、実施しているところでありまして、そして、その事業につきましても町として今着手しなければならないという重要な課題について町の財政を勘案しながら、全体的に積極性を持って展開しているところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 吉野 久君。

○16番（吉野 久君） それでは、次の質問に移らせてもらいます。

次に、工業振興についてお伺いいたします。

一昔前まで国の景気浮揚対策といえば財政出動であり、公共投資でした。その波及効果は、地方の経済、雇用、消費などにも大きな影響を与えました。国の公共投資に及ばないまでも、平成18年度の美郷町での投資的経費は、継続事業を中心に、一般会計分で11億9,000万円ほどを計上し、簡易水道事業会計で9,440万円、下水道事業会計で1億8,200万円の、合計14億6,600万円ほどとなります。

しかし、例年これらの工期が年度末にかかることが多いと実感しております。冬期間の工事では除雪作業などでその効率も悪くなるでしょう。工事が年度末に集中する原因は、地方交付税が4月、6月、9月、11月の年4回に別けて入ることや、補助事業での国、県との関連に理由があると考えます。

しかし、早急な景気浮揚対策が必要との観点と、工事効率を上げる観点から、できるだけ早い時期にこれらの投資的事業を発注できないでしょうか。

また、国、県との事業採択の問題もありますが、来年度予定している投資的事業の前倒しに取

り組んではいかがでしょうか。

そして、町財政を圧迫しない範囲でのまちづくりに不可欠で、合併特例債が適用される新規事業計画の必要性を私は感じておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、工業振興についてお答えいたします。

まず、投資的事業の早期発注についてですが、工事発注については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、毎年4月に予算額130万円を超える工事の入札時期、工事期間、工事場所など、発注見通しを公表しておりますが、その段階において可能な限り早期発注に心がけた見通しを作成しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、補助事業や交付金事業については、国、県から予算内示や補助金交付決定を受けてからの調査設計委託等に取りかかるものや、工事によっては用地買収、移転補償交渉を伴うもの、かんがい期終了後の施工など、特殊事情により工事期間が限定されるものなど、どうしても制約を受ける工事があります。どうかこうした事情にもご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、できる限り早期に工事発注できるように事務手続等に努めてまいりたいと存じます。

次に、投資的事業の前倒し実施についてですが、ご指摘のように、国や県がかかわる補助事業、交付金事業については、事務調整や予算枠状況などの問題があります。また、前倒し実施するため、起債を原資に充てる場合、平年に比べて歳入における町債の額が増加し、当該年度におけるプライマリーバランスが悪化するとともに、起債の本償還が始まる年度においては、公債費が増加し、公債費比率等の財政指標が悪化するほか、その年度の予算編成において投資的経費にそのしわ寄せが行く結果となります。

したがいまして、前倒し実施については、国、県との関係のほか、今現在の観点だけではなく、長期的視点での慎重な判断が必要となります。そういうことで、計画性を大切にまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、合併特例債による新規事業についてですが、合併特例債につきましても、その償還額の70%が普通交付税に算入されるなど、大きなメリットがあり、積極的に活用してまいりますが、反面、借金であることには変わりなく、後年度における財政硬直化に影響を及ぼしますので、見通しを持つての活用が求められます。

そうした基本認識のもと、これまで町としては、美郷町振興基金の造成や合併前に策定した新

町建設計画、そして、それを包含して策定した美郷町総合計画に基づく各種道路整備、除雪機械導入に活用してきております。

また、今年度においては、教育、保育施設整備改修事業や畜産環境整備事業に合併特例債を充当するなど、起債の適債の新規事業として対応しているところですので、あわせてご理解いただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、美郷町総合計画を基本にしながら、事業の緊急度や財政環境、それから、基礎的財政収支などを考慮し、将来を見据えて適切に活用し、地域活性化に資してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 時間がありませんので、一つ意見を言って、次の質問に入らせていただきますけれども、答弁の中に新町建設計画、それから総合計画の話がありましたけれども、新町建設計画で町債を30億円見ておりました。総合計画では平成18年度の町債を20億円と見ました。実際のところ、当初予算では15億円の町債になったわけですがけれども、冒頭の質問のときに私言いましたように、景気の「気」は気持ちの「気」みたいなところがありまして、土木、建築業者にとっては、非常に今苦しい中で、またそういうような事情だということで、非常に落胆しているところもあるんじゃないかなとは考えております。

次の質問に入らせていただきます。

最後に、商業振興についてお伺いいたします。

さきに少し触れましたが、美郷町の商業を取り巻く環境は悪くなる一方だと実感しています。現在大仙市飯田付近にマックスバリュを核店舗とし、ホームック、ダイソーなどの専門店を配置して、5万人規模の商圈対応をねらったネバーフット型ショッピングセンターを建設中です。また、美郷町と隣接する和合地域に系列大本のイオン株式会社が敷地面積10万 5,000平方メートル、建設面積2万 6,000平方メートルの大商圈対応型スーパーセンターを計画し、今まさに着工を待つばかりとなっています。

このスーパーセンターが完成すれば、大曲、仙北広域圏の商業地図は一変します。その中で、一番影響を受けるのが隣接した旧六郷地域の脆弱な商店街でしょう。

県の商業統計調査では、美郷町の商店数は、平成9年に旧千畑で80店舗、六郷で181店舗、仙南で90店舗ありました。しかし、平成16年には旧千畑が74店舗、六郷が144店舗、仙南が75店舗に減少し、旧六郷地域が一番高い減少率となっています。

中心市街地の衰退は、町の歴史、文化の崩壊につながると言われています。

また、商店の閉店で最も多く聞く声が高齢者世帯での買い物の不便さです。今後美郷町の人口構成が高齢化に向かう中で、中心商店街が果たす役割は大きなものがあります。仮にその中心商店街が壊滅したなら、町としての機能が働かないと考えます。

平成18年度事業では、地元製品の消費拡大、購入拡大を進める地販地消推進事業を行います。大いに期待する事業ですが、今年度事業は、条例制定で終了します。条例制定後の具体策をどうするのか、その成果をどう考えているのか。この事業の展望をお伺いいたします。

また、美郷町に先駆けて合併した商工会では、平成17年9月に美郷町商品券を発行しました。過去に旧仙南や六郷で行われた事例のように、商業振興策としてこの商品券を町の事業で有効活用すべきと考えますが、町の方針をお伺いいたします。

そして、旧六郷町時代から取り組んできた中心市街地活性化事業は、街なみ環境整備事業を残すのみとなりました。しかし、現在の商工環境を勘案すれば、新たに中心市街地活性化協議会を設立し、事業計画を策定しての第2次中心市街地活性化事業が不可欠と考えますが、町長の政策をお伺いいたします。

最後に、合併後のまちづくりには、その地域地域の歴史や文化、産業などの特性を生かした政策が必要と考えています。

また、町長が目指す地域融和のためには、美郷町民が集えるまちづくりの核を形成する戦略も必要と考えています。

国もまちづくり三法の見直しによりやく着手しました。大店法を規制緩和した大店立地法は別として、中心市街地活性化法は、本来中心市街地が持つべき多様な機能の集積促進や居住人口の増加促進を図り、広くまちづくりを主眼としたものに改正されました。

また、先般中心市街地の空洞化を勘案して、大型店の郊外立地を原則禁止する改正都市計画法も成立しました。今後のまちづくりにこのまちづくり三法をどう生かすのか、町長の所信をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、地販地消推進事業についてですが、平成17年2月の消費者動向調査によりますと、地元購買率は、地区ごとの数値ですが、千畑地域で最寄り品5%、買い回り品2%、六郷地域では最寄り品21.5%、買い回り品6.8%、仙南地域では最寄り品42.8%、買い回り品14%となっており、近隣市への流出率が高いことが示されております。

近隣市に流出しているこうした消費動向を農産物を含む地元産品や衣食住にかかわる各種販売品などで何とか地域内で購入、消費してもらうよう地販地消推進事業を展開したい考えです。

具体的には、消費ニーズに基づいた販売手法や品ぞろえなどについて商業者意識を啓発すること、地元の消費拡大が地域の活力向上に寄与することを消費者である住民の方々に理解していただき、具体の消費行動につなげることを目的に意識啓蒙に向けて条例制定したいほか、具体の取り組みとして、関係団体の方々に委任・委嘱し、美郷産品や商店街等の魅力創出や啓蒙などについて検討し、それぞれの立場の住民の方々がみずから考え、みずから行動していくよう、活動展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、こうした取り組みの中で、地元の消費者が認める誇れる美郷産品については、地域内流通に加えまして、都市部への売り込みなど、新たな事業展開も期待するものです。

次に、町事業での商品券有効活用についてですが、美郷町商工会によりますと、美郷町商品券事業振興会へ加入されている店舗等は、178団体で、全体の27%にとどまっている状況のようです。また、昨年9月に発行した商品券は、ことし3月末までで約1,800枚が活用されていると伺っておりますが、内約130枚は、町で利用させていただいております。

今後も各種イベント時の商品活用を検討するとともに、第三セクターの実施するイベントでの活用に協力要請を行うなど、配慮してまいりたいと存じますので、商工会関係者におきましても加入商工会員を増加させ、利用者がより利用しやすい環境になるよう努めていただきたいと思います。

また、町外への消費流出に歯どめをかけ、地元購買率を向上させるためにも、今後実施する地販地消推進事業の取り組みでもその活用について検討してまいりたいと存じます。

それから、第2次中心市街地活性化事業についてのご質問ですが、今般のまちづくり三法の改正と密接に関連いたしますので、まず初めに、まちづくり三法の生かし方についてお答えさせていただきます。

まちづくり三法は、議員ご承知のとおり、平成10年に中心市街地の再生を目指して制定された中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売り店舗立地法の3法を指しておりますが、ことしで制定から8年目を迎えたことから、まちづくり三法のうちの中心市街地活性化法と改正都市計画法の見直し法案が今国会に提案され、5月24日、まず改正都市計画法が可決成立し、5月31日には中心市街地活性化法改正案も可決成立しております。

具体的には、都市計画法の改正では1万平米を超す大規模集客施設の立地可能な用途地域が大幅に縮小され、原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域に限定されたこと、さらに、規

制の空白地域であった農地への出店も規制されたこと。一方、まちづくりに影響の大きい病院、福祉施設、学校などの公共施設の開発は、許可対象となりまして、結果として、大規模集客施設の郊外立地に一定の歯どめがかかる内容になっております。

中心市街地活性化法については、ダイナミックな改正が行われまして、国による選択と集中を強化するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置し、市町村の基本計画の認定を行うとともに、意欲的な自治体に対して支援措置を拡充して、大幅な支援をすることになっております。

また、これまでまちづくりの中心的な役割を担ってきたTMOは、発展的に改組され、それにかわる組織として中心市街地活性化協議会が法定化され、基本計画策定の際にさまざまな参加者の意見を反映させる仕組みが設けられるようになります。

今回の改正の特徴は、規制緩和の流れを転換し、明確に郊外開発規制を打ち出したこと、商業問題に偏っていた従来の中心市街地活性化政策を改め、都市機能の集積や町中居住の促進策にも目配りしたことにありますので、美郷町としては、こうした趣旨をきちんと理解した対応を検討してまいりたいと存じます。

その上で、第2次中心市街地活性化事業についてですが、旧六郷町の六郷町中心市街地活性化基本計画は、にぎわいや商業活動等の総合的な衰退が見られる中心市街地の特定地区を中心として、生活に根差したさまざまなサービスを提供できるアメニティー空間を創造するため、また、地域資源を掘り起こし、地域の魅力を再構築するため、そして、それを担うTMOを育成するため、六郷町まちづくり委員会が検討を加え、平成11年に策定したものです。計画期間は、平成20年までで、美郷町がそれを継承している状況になっております。

町の総合計画では、商店街活性化のための総合的支援として、中心市街地が活性化するための支援を位置づけているところですが、旧六郷町から美郷町へ地域の広がりや形成されたことに加えまして、法律も改正されたことから、既存の中心市街地活性化基本計画の見直しや変更について検討が必要であると考えているところです。

町としては、まずは国、県より今般の法律改正に基づく具体の情報を収集するとともに、今後詳細な内容がわかり次第、関係機関と連携を図りながら、基本計画の見直しや変更について検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうしたまちづくり三法の改正を踏まえまして、地域の特徴や特性を踏まえながら商工会や民間企業などと協調し、長期的な視点で行政と住民が一体となった中心市街地のあり方や美郷町のまちづくりを考えていきたいと存じますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 時間が来ましたので、終了いたします。

最後の質問につきましては、また別の機会にいろいろ提案させていただきたいと思います。終わります。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午前11時19分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時29分）

◇ 鈴木良勝君

○議長（伊藤福章君） 次に、5番、鈴木良勝君の一般質問を許可いたします。5番、鈴木良勝君、登壇願います。

（5番 鈴木良勝君 登壇）

○5番（鈴木良勝君） 私からは、ポジティブリスト制度導入に対する対応についてをお伺いしたいと思います。

ご案内のとおり、ことし5月29日からポジティブリストが導入されました。この制度は、食品衛生法の改正に伴い、すべての農薬に残留農薬基準を設定するというもので、つまり販売の目的で栽培される作物がすべて対象となるわけでございます。

その基準値は、0.01 ppmに設定されております。ちなみに、この数字がどれぐらいの量かと申しますと、100トンの重量に対しまして1円玉1個分、つまり1グラムとなるわけですが、1億分の1という量でございます。これ以上の残留農薬が検出されれば、その作物の流通は禁止されるという、非常に厳しい内容のものでございます。

この制度が導入されますと、今町の水稻病虫害防除対策として定着しつつある無人ヘリ防除に与える影響は非常に大きいものがあるわけでございます。なぜかと申しますと、六郷・千畑地区

のことはよくわかりませんが、仙南地区の場合は、病害虫防除協議会という組織がございまして、農家から依頼を受けて無人ヘリ連絡協議会という、つまり無人ヘリ防除をする組織でございますが、その組織と防除契約を締結しまして、全域を一斉防除するということに取り組んでおるわけでございます。農家からは、低コスト、それから効率化、定期防除が図られるということで、大きな信頼を得ております。そして、何よりもの成果は、この無人ヘリ組織が5団体、ヘリの数が7機あるわけでございますが、そこで働く若者たちが農業に関心を持ち、夢のある農業経営を目指し、一生懸命に働いている姿があるわけでございます。それまでニートやフリーターと言われておった若者がこの無人ヘリに興味を示し、さらには農業にも関心を持って取り組んでいる姿というものがあるわけでございます。いわゆる無人ヘリ防除が後継者の育成にも大きな役割を果たしておるという事実があるわけでございます。

こうした状況の中で、この制度が発令されましたけれども、そうなりますと、その農作物を栽培している圃場の周辺を散布する場合には、非常な神経が使われるわけございまして、もし間違っちゃってかかってしまったということになれば、補償問題にも発展しますし、だからと言ってその地域を除外するということになれば、その依頼した農家からは大きな不満が出るといった、非常に悪循環になるわけでございます。

こうしたことが要因となりまして、無人ヘリの防除が衰退の道をたどるといったことがあってはならないと私は思いますので、次の2点について町としての考えと、それから町長は仙南地区の防除協議会の会長でもあられますので、その立場での考えもあわせてお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、販売目的で農作物を栽培している周辺の圃場の防除の対応についてと。

それから2点目は、平成19年度から導入されますこの品目横断的農業経営対策の推進とも関連すると思いますので、JA等関係機関、それから、団体と連携し、農地の集約化の推進にぜひとも真剣に取り組んでいただきたい。そうした考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

なお、1点目の質問につきましては、私が質問の要旨を出した後に防除協議会が開催されたようございまして、検討されまして、結果が事務局から私の方に知らされてはおりますが、まだ全般に知れわたってはおらないと思いますので、一応の答弁は求めたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

食品衛生法の改正によりまして、すべての農薬に残留基準が設定されるポジティブリスト制度が5月29日から施行され、生産農家や農業団体は、安全安心な農産物の生産のため、農薬の飛散対策に対応を求められていることは、議員ご指摘のとおりです。

現在美郷町管内の水稲防除は、粉剤、それから粒剤、液剤による地上防除と無人ヘリによる液剤散布の組み合わせの防除体系になっておりますが、ポジティブリスト対策は、農薬の飛散防止のために使用農薬の選定や農薬散布方法など、これまでの認識を大きく変えなければならず、水稲の防除体系にとって大きな問題であると認識しているところです。

その上で、1点目の畑作物周辺の水稲防除についてですが、町ではこれまで農業団体等の意向を確認しながら、水稲防除に対するポジティブリスト対策について関係団体、機関と協議を重ねてきております。

その結果、町内の3地区とも農業団体では農家の方々に制度の周知等に向けてチラシを配布するとともに、既に販売した水稲の粉剤については、自主回収することになりました。また、3地区とも無人ヘリ組織があるわけですが、3地区とも無人ヘリ所有団体に対しまして農薬飛散防止に向けたノズル交換をするように指導していくことになっております。

また、町農業振興センターでは、本日ですが、無人ヘリ防除組織、町内に9団体ありますが、その団体及び所属のオペレーター等を対象に、全農秋田県本部及び無人ヘリメーカーの担当者による飛散防止対策の講習会、散布の実技指導を実施し、技術向上策を講じているところです。

そうした上で、無人ヘリ防除の実施についてですが、系統出荷野菜の栽培圃場から30メートルをポジティブラインと設定しまして、圃場単位で無人ヘリ防除の除外地区、区域を設定するとともに、除外区域となった水稲作付圃場については、粒剤による地上防除を推進するように指導していくことにしたところです。

こうした農業団体等と連携を図った一連の取り組みを通じて、農家の方々にはポジティブリスト制度に対しての認識を深めていただくとともに、無人ヘリ防除を含む実際の防除推進に混乱を来さぬように留意しながら、対応してまいりたいと存じます。

次に、2点目の農地集約化の推進についてですが、より効率的なポジティブリスト対策のためには、防除体系の見直しや農薬飛散散布回数の削減などのほかに、系統出荷野菜やブランド品目の団地化なども大変重要であると認識しております。

そのため、町では今年度の対策として、産地づくり交付金を活用して3ヘクタール以上の連担団地形成やブロックローテーションを推進して、土地利用型作物や野菜等の団地化を図っていくほか、来年度から始まる品目横断的経営安定対策の推進の中でも経営合理化のみならず、ポジテ

イブリスト対策にもつながるように、県や農業団体等と連携のもと、集落営農や農業法人化を進める中で、販売目的の野菜等の作付の集団化を指導してまいりたいと考えております。

また、来年度以降の具体の対策としましては、引き続き産地づくり交付金を活用した取り組みで、集積化を推進してまいりたいほか、県単事業の「目指せ、元気な担い手農業夢プラン応援事業」を活用した路地栽培野菜への雨よけ施設の導入など、農業団体と協議を重ね、総合的に推進してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、ポジティブリスト対策は、大変重要な問題でありまして、農家、農業団体、行政が共通認識で取り組むことが肝要と考えますので、それぞれの役割分担を明確にしながら、各般の対応に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。（「いや、違います」の声あり）

○5番（鈴木良勝君） 私の期待していたとおりの答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。これで終わります。

○議長（伊藤福章君） これで、5番、鈴木良勝君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時41分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 中 村 利 昭 君

○議長（伊藤福章君） 次に、6番、中村利昭君の一般質問を許可いたします。6番、中村利昭君、登壇願います。

（6番 中村利昭君 登壇）

○6番（中村利昭君） 昼食後ということで、大変お疲れのところ眠けもされる方もおりますと思いますが、どうぞ休みたい方はどうぞ休んでお聞きください。

私の質問に入らせていただきます。

県内25市町村に再編されました平成の大合併もようやく落ち着きを取り戻し、新しい枠組みでスタートが切られ、大変喜ばしいものだと思っております。

幸いにも我が美郷町は、県内第1号の合併として、平成16年11月にスタートし、早1年半が過ぎ、比較的順調に新しい町が動いているものだと思っております。

時代の流れは早いもので、国や県を問わず、これまでの行政としての対応のあり方について改革を求められている時代を生きているものと私は思っております。

我々の住んでいるこの美郷町においても、これから議論を必要としております庁舎の統合、小・中学校の統合問題などなどの難問が山積みされておりますが、その中の一つに旧3町村にそれぞれが抱えておりました温泉施設もその問題の一つではないのかと私は思っております。

民間、三セク、直営と、全く経営形態の違う温泉施設が存在しており、合併のうたい文句であった住民へのサービスの低下はさせないとの合言葉で合併されたわけであるが、それぞれの各地域の利用者の方々に本当に平等にサービスの提供がされているのか、多少不安な一面もあるのではないかと考えられます。

また、当然のことであるが、そこで働いておられる方々の雇用の形態や労働条件についても格差があるものと思います。

民間の会社であれば、会社には就業規則があり、役場には役場としての条例があり、物事の判断をする基本的な要素を示しているものと考えられます。

しかし、私は、行政で行っている温泉施設については、お客様に対する接客が主たる業務であり、世間一般と同じサービス業と同質のものと考えております。

これまではそれぞれ地域の特色を生かしたサービスを考えてこれらたことと思っておりますが、これはこれでよいものは残し、今後も3施設の特徴を生かしながら、差別的と申しますか、個性的と申しますか、当たり前として時代に合ったサービスの検討、見直しがされてもおかしくない時代だと思われま

す。今、町の福祉協議会では県の福祉協議会より指定を受け、トータルケア事業の一環として町民の健康増進、要介護予防目的として、町外の温泉施設を利用した健康づくり活動を推進中であると聞いております。このように、町内の施設は、使われず、町外の施設を利用しなければならない事情があるとすれば、町内の温泉施設に向けての見直しを含めまして、今後この3施設を全体どのような方向に進めようとしておられるのか、町長のお考えを伺いたいと思

います。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員より町内の温泉施設についての今後の考え方のご質問がありましたが、初めに、町内の温泉施設の状況について説明させてもらいたいと思います。

旧3町村の温泉につきましては、住民の健康増進や保養を目的として設置されてきておりますが、その施設管理手法におきましては、旧3町村それぞれの経緯や施設機能あるいは規模が異なります。町営、町直営であったり、あるいは第三セクターによって経営がなされていることは議員もご存じのとおりです。千畑温泉及び六郷温泉につきましては、今年度から議会のご承認を得て、指定管理者として施設管理をしていただいておりますが、いわゆる民間会社である有限会社あったか山、それから千畑ヘルス観光株式会社、その2社については、会社の経営理念や組織体制あるいは営業内容等に差異がありまして、それに伴い従業員の方々の待遇面も異なっているようですが、会社が違う以上、問題はないというふうに我々は理解しております。

そして、仙南温泉につきましては、直営ですが、もとより第三セクターとは比較することは困難でありますので、その点についてご理解いただきたいと思います。

それを踏まえました今後の温泉のあり方についてですが、温泉施設といえますのは、住民の健康増進施設はもとより、複数の機能を有しながら交流やあるいはいやしの場として、そして、地域の一つの顔として位置づけられてまいりました。その三つの温泉は、すべて自然環境が整った公園内に設置されておりますが、源泉の泉質や揚湯量あるいは温度などに違いがありますほか、千畑温泉には宿泊と水泳施設、それから物産館が併設されており、総合的なレジャー施設としての位置づけがあります。また、六郷温泉にはキャンプ場やコテージが併設されておりまして、アウトドア的要素を兼ね備えた施設となっております。また、仙南温泉は、そうしたレジャー機能のほかに福祉機能も兼ね備えた施設として、それぞれ特徴を有しており、その特徴を踏まえたそれぞれのサービスが展開されていることは先ほど議員がご指摘のとおりであります。

町としては、基本的に類似の第三セクターについては、そのあり方を今後再検討したいという方針ですが、温泉についてもその特徴の違いを認識しながら、施設の経年劣化あるいは維持費の見通し、それから利用状況や収支の見通しなども十分に踏まえた上で今後の温泉施設のあり方あるいは管理主体について、そのあり方を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議員がおっしゃいました社会福祉協議会でのトータルケア事業における町内の温泉の活用については、この場で答弁する内容ではないというふうに思い、答弁は差し控えますが、いずれにい

たしましても、町内の温泉施設がそれぞれの特徴を有しながら、今後その管理運営主体のあり方については、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

- 議長（伊藤福章君） 6番、再質問ですか。（「はい」の声あり）許可します。
- 6番（中村利昭君） ただいま町長の方からご説明、答弁等あったわけなんですけれども、この3施設が特徴を持ちながらこの三つをそれぞれの形で運営することはこれまでの流れなんでしょうけれども、やはり、これをもう少し広くとらえまして、おのこの施設の特徴を出すための環境の問題なんでしょうけれども、民間だとか三セクだとか、直営だとかといいましても、いずれ町の金が投入されているわけでございまして、確かにこの個性を出すためには、おのこのあれも必要なんでしょうけれども、町の金が投入されるということについては、等しく理解していただくためにも、ある程度のそういう一つの管理のあり方と申しますか、それは町として幾ら形態が違っておっても一つの線は出してやるべきじゃないのかなと。平べったく言いますと、その3施設を一本化して仮称美郷温泉株式会社と申しますか、一つのそういう大きなくくりの中で、部門部門をそれぞれの特徴を出させるための管理方法も一つの手法ではないのかというふうに私は思いますし、また、先ほど指定管理者というふうなご発言もございましたが、何もこの温泉だけがその指定管理者としてのあれを受けているわけではございませんし、また、ほかにもさまざまそういう施設もあわせて、できればこういう財政が今後余りよく働かないような状況になる前に、できればそういうことも一つの考えとして取り組む時期じゃないのかなと思いますが、そこら辺については、どのようなお考えでしょうか。
- 議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（松田知己君） 先ほどの答弁でも触れましたが、類似の第三セクターについては、そのあり方を再検討したいという町の方針でありますので、今議員がご指摘の温泉施設について行政が経費をかけるのであれば、もっと大きな考え方に立ったとらえ方をしてもいいんじゃないかというご提案については、その議員のご提案を重く受けとめながら、町としても今後の住民サービスのありよう、そして財政の状況、さらにはこれまでの温泉施設の経緯を踏まえながら、管理主体、それから施設のあり方について再検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長（伊藤福章君） 再質問ですか。（「関連でよろしいでしょうか。今の温泉とちょっと関連するので、お願いします」の声あり）許可します。
- 6番（中村利昭君） 今後こういう事業をこのまま展開していくとすれば、当然温泉でありますので、当然湯の量が問題になるかと思っておりますので、できれば仙南地区の湯とびあについては、3

年前ですか、仙南地区で2号井戸の掘削が議会に諮られまして、事業の方に寄与するものだというふうにして承認しておりましたけれども、いろいろと話を聞いてみますと、当初120リッターの計画が現在かなりの給湯量が不足しているというふう聞いておりますが、そこら辺についてはどのような見解をお示しになっているか、できれば担当課の方からご説明願いたいんですが……。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

仙南地区の温泉2号井戸ですけれども、たしか平成16年3月の議員協議会にご協議申し上げております。その当時におきましては、まずいろいろ苦慮しながらも、40リッターが何とか出てきたというお話をさせていただいた経緯がございます。その後6月ですけれども、温泉審議会等で許可をいただきまして、本来であれば十分な量が2号井戸から確保できれば1号井戸を休止したいという考えでございましたが、そのような状況から、1号と2号を合体させた湯の量で温泉を経営していきたいということで許可をいただいております。その時点で約60リッターほどでまず運営していきたいということで保健所の方からも許可をいただきましたし、ただ、現在におきまして若干湯の量が減ってきていると。そこら辺を掘削業者なり、いろいろ調査させていますので、ただ、いろいろタンクの方にためながらもまず温泉経営には支障のないように今努めてございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 当初120リッターの予定が40リッターであったということは、逆に80出て、40が予定よりも少なかったということであれば、少しは我慢もできたとは思いますが、120が40リッターということで、平成16年そういう工事されまして、平成17年度にそのための対策とかなんとかということについては、行政側として工事業者の方に何かお話やら何やらということのあれはなかったでしょうか。

と申しますのは、翌年であれば、何らかの対応策ができたんじゃないのかなというふうに思われます。と申しますのは、協議会の段階で施工責任を果たさせますというふうな発言がしてありましたので、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） ただいま120リッターというご質問がございましたけれども、掘削前にはそういう湯の量というものは確定できないものでございまして、多分お話の中で期待したい数値だったと思います。

現実、揚湯検査におきまして出てきた量が40リッターでほぼ確定したということはお伝えしたつもりでございます。

それが揚湯量が非常に少なくなってきたというのは、去年秋ごろからちょっとその兆しが見えたという報告を受けておりますけれども、この春先になって急激な低下が見られた。これはどういふことの原因かということで今調査してございますので、もうちょっと様子を見なければはつきりしたことが言えない現在でございます。

○議長（伊藤福章君） 6番、関連質問ですので、許容範囲でお願いします。

○6番（中村利昭君） そういう状況は、想定しておいたとするならば、やはり昨年度中に何らかのアクションが必要が必要じゃなかったのかと。協議会の段階でも探査の方法について私は指摘をしておいたはずで。その方法ではだめじゃないのかと。もっと精度の高い探査方法を用いるべきだというふうにお話しした経緯もありますし、また、今横手でまた新しい井戸の掘削をやってます。その位置が大体湯とびあと連動されているようなお話もしてありましたし、多分今後もそういう不安定な要素が続くんじゃないのかなという心配がございます。

と申しますのは、この事業をこのまま継続していくとすれば、当然湯の量を確保しなければ今ある事業展開が困難になりはしないかという心配のためでございますので、そこら辺の調査については、継続してやっていただければと思います。

あと、それと三セクのあり方はあれなんでしょうけれども、人事やら何やらということで、さまざまお尋ねしたいわけなんですけれども、多分これまでの三セクとかという状態は、町が出資するということで、町長がその三セクの長になる。今であれば、社長ですかという形で、なれるケースがこれまでの時代大変多かったように見受けられますが、我が美郷町においても町長が社長をやられておる、そういう施設がたくさんございます。仮に、こんな話をするのは大変不謹慎なんでしょうけれども、その会社の経営が思わしくなく、社長をどうしても解任しなければだめだというふうな状況に陥った場合の対処の方法として、町長がその会社の松田社長、どのように処置されるのか、そこら辺の方法についてちょっとお聞きします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 会社の経営につきましては、一元的にその会社の取締役会なりで経営方針を固め、経営を展開する話になりますので、町長としてそれぞれの会社が赤字に陥った場合に社長に対してどうなるのかというのは、申し上げる立場にありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

会社としては、それぞれの見解があろうかと思いますが、議会の一般質問において町長の立場

ではそれぞれの会社に対しての見解を述べるべきじゃないというふうに認識しておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 6番。

○6番（中村利昭君） 大体わかりました。

もう少し踏み込んだ答弁をお願いできるものだと思っていましたけれども、今後については、継続して、この問題はお考えいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで6番、中村利昭君の一般質問を終わります。

◇ 泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番、泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は、三つの問題について一般質問いたします。

初めに、温泉の無料入浴券助成についてお伺いいたします。

現在実施している千畑温泉保養所無料券を町内すべての温泉で利用できるようにしてほしいという住民の要望は、依然として強く出されています。

去年は、「せっかく無料券をもらって見たけれども、車がなければ行けないので、そうたびたびは利用できなかった」という声や、「家族が休みの土日は利用できないので、結局使わなかった」という声もありました。

また、温泉の泉質など、好みや体に合う、合わないなどで、「他の温泉でもこの無料券が使えるれば本当に助かるのにな」という声はたくさん寄せられています。

このことは、これまでも町政座談会や議会等でも出されており、その都度町の答弁もあるわけですが、改めて見解をお伺いいたします。

「合併により、とかく不便さだけが目につくようだ」との住民の声が聞かれる中、このような施策は、合併のよさを感じてもらえるものの一つになるのではないのでしょうか。

高齢者の皆さんの願いにこたえ、温泉の共通無料券の発行を求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

温泉無料入浴券についてですが、議員ご指摘のとおり、合併したよさの一つとして合併前に千畑地区で実施していた千畑温泉保養所の無料入浴券助成事業について、昨年度から全町に拡大して実施してきております。

昨年度の交付申請は、2,185人でした。利用延べ回数は、2万1,506回で、1人平均10回ほどの利用状況になっております。

平成18年度におきましては、平成17年度の実績見込みを参考に480万円を計上いたしましたが、現在まで1,844人の方に交付しております。当初予算で措置想定した1,000人を上回っている状況です。

また、2年度目ということもあって、ことしの4月における利用状況は、昨年度の同月の2割増し以上の実績となっております。

これを200円の共通割引入浴券としてすべての温泉施設利用に拡大いたしますと、利用状況がさらに大きく変わることが予想されますので、現予算内の範囲内で十分可能とは言い切れない状況と存じます。

高齢者福祉につきましては、議員ご承知のとおり、介護保険制度の見直しによりまして、高齢者に対し健診時における生活機能評価が追加となり、健診費用が500万円ほど増加しております。その経費を今般の議会に補正予算計上しておりますが、ほかに地域密着型サービスの創設や要介護高齢者の増加による介護給付の増加など、介護保険事業の負担金が昨年度より2,000万円近く増加するなど、今まで以上に財政負担が生じている状況です。

以前にも申し上げたことがありますが、福祉施策については、なくてはならない施策と、あれば便利な施策を財政状況を踏まえて議論していくことが必要と考えておりまして、温泉無料入浴券の発行など、町単独のサービスのあり方については、将来の財政負担も考慮しながら、慎重に検討することが必要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。（「はい」の声あり）再質問許可します。

○8番（泉 美和子君） 予想どおりのご答弁をいただいたと思いますけれども、福祉施策でなければならぬもの、よりあればよいもの、大変よくわかりますけれども、せつかくの……、もちろん財政問題もよくわかります。しかし、今合併後の住んでよかったまちづくりと言われていまして、どうも合併後多くの住民の声としては、何か閉塞感といいますか、不便なところだ

けが目につく。こういう声が多く出されています。見解の相違ということもあるかもしれませんが、けれども、こういうせっかくの合併のよさを感じてもらえるということで、全町に広げたということであれば、さらに利用しやすいように、喜んでいただく施策にさせていただくことが住民の願いだと思います。

町長の答弁を求めても、多分同じだと思いますので、次の質問に行きます。

続いて、子供の安全対策についてお伺いいたします。

町長招集あいさつでも述べられていますように、これまでも「子ども見まもり隊」の取り組みや防犯灯の整備など、安全対策を行ってきていますが、藤里町の衝撃的な事件を踏まえ、より安全、安心な環境づくりを進めていくことが改めて重要になっていると思います。とりわけ、子供の下校時のサポート体制は重要です。

現状はどうなっているのかお伺いいたします。

また、今後の対策の充実を図っていくべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

通学路の危険地帯や街灯整備などの再点検、再調査も必要と考えます。住民からも「街灯はあっても、暗くて子供が部活等で帰りが遅くなるので、心配だ。もっと明るくならないか」などの声も寄せられています。

通学路の再点検をし、安全対策の充実、強化を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

さらに、放課後の児童の安全対策の面からも、学童保育の充実を求めるものです。

合併の統一による利用料金の値上げや対象年齢の制限などに対し、保護者から改善を求める声が寄せられています。これまでも質問をしてまいりましたが、これらの声にこたえ、見直しを図るべきではないでしょうか。対象年齢の拡大や状況によっては、祖父母がいても利用できるようなよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えする前に、先ほどのご質問に対して追加で説明をさせていただきます。

議員の方から町民が不便になったことが多過ぎてというようなお話がありましたが、合併したことによってよくなったこともたくさんございます。その一端をまちづくりガイドに掲載しながら、住民に周知を図っておりますが、なお一層不便になったところもあるでしょうが、よくなったところもあるという認識をいただけるように、今後ともPRに努めてまいりたいと思います。

それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

子供の安全対策について、まず現状についてお話しいたします。

「子ども見まもり隊」ボランティアについてですが、設立当初は、住民 353人、企業44社、それから総参加車両 772台でスタートしておりますが、その後徐々に取り組みが浸透し、現在のところ住民 410人、企業68社、車両台数においては 923台と、増加している状況です。

また、各小学校に立ち上がりました「地域子ども見まもり隊」では計 1,327名の皆様からご協力をいただき、見守り活動をしていただいております。

また、各小学校においては、子供たちをできる限り 1人で下校させないよう、学年単位や低学年による集団下校とし、教職員や保護者による街頭や巡回監視をしているほか、自分の身は自分で守るという意識をしっかりと学ぶため、もし下校途中などに知らない人に声をかけられても絶対についていけないことや、近くの民家やお店があれば、飛び込んで助けを求めるなど、繰り返し指導や、防犯授業を行っております。

こうした内容で取り組んでまいりましたが、さきの県内での事件を受け、さらに町では「子供、女性 110番の家」設置の方々に対しまして、登下校に合わせた子供たちに声をかけていただけるようお願いしているほか、交通指導隊員や防犯指導隊員の方々には、通常のパトロールの時間帯を子供の下校時間帯に合わせてもらうなど、防犯体制の強化を図っているところです。

また、教育委員会においては、緊急校長会を開催し、小学校ごとに児童会等の集落単位での集会を開催するほか、警察や関係機関の協力を得ながら、より地域に密着した見守り体制を築いていくよう、子供、保護者、学校が一緒になり、通学路をより詳しく点検、調査し、危険箇所や避難箇所の確認を行うなど、詳細な「通学路安全マップ」を作成し、安全対策の充実を図ることを確認しております。

さらに、教育委員会事務局公用車等に青色の回転灯を設置しまして、下校時の巡回監視を行うために、設置申請を進めるなど、その対策の充実強化に努めたい考えですので、ご理解いただきたいと存じます。

また、通学路等の街路灯や防犯灯については、現在約 1,600基ほど設置されておまして、各地区において一定の設置は図られているものと考えておりますが、地域からの要望等も踏まえ、本年度は10基の防犯灯設置を計画しております。

さらに、通学路安全マップが完成した後は、再度関係機関等と現地調査を実施し、設置が必要な危険箇所には予算措置を経た後に、早急に対処してまいりたいと存じます。

それから、学童保育につきましては、補助事業として国の要綱に基づき実施しておりますが、対象を保護者等が昼間家庭にいない小学校 1年から 3年の児童としております。現在町内 3カ所

の児童クラブでは77名の児童が利用しておりますが、施設によっては目安とする収容人数を超えているところもある状況です。このため、対象学年の引き上げや祖父母が在宅している場合も対象にしますと、施設の利用人数が収容人数を大きく上回る可能性が高く、子供の行動力を考慮しますと、安全性などの問題が生じてまいりますので、現段階では事業を拡大実施することは困難であることにご理解いただきたいと存じます。

一方、現在文部科学省と厚生労働省の間で放課後対策事業に関して連携を図っていく旨の情報が伝わっており、将来的には学童保育の場所の問題も含めて新たな対応の可能性も想定される場所です。

したがって、今後については、こうした動向を踏まえて、町としての学童保育のあり方を検討していくことになるものと存じます。

いずれにいたしましても、今後も関係機関等と連携を図り、子供の安全確保に向けた取り組みを実施してまいりますので、どうかご協力をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 学童保育の問題ですけれども、もちろん今後の事業の国との関連等もあると思いますけれども、現時点で要望が多いわけです。もちろん、施設の問題あります。ですから、さらに例えば一つの地域で2カ所目の学童保育を設置しなければいけないと、そういう状況にも私はなるのではないかと思うんです。もちろん、新たに建物を建設してとか、そういうことでは予算的にももちろん大変ですし、国の補助の問題もあります。

ですから、例えば空き教室を利用したりなどして、対応できないか。そういうことも今のこういう危険なことが起こる状況のもとでは、積極的な施策として検討していくべきではないかと思えます。

それから、今後国の方で新たな学童保育のあり方を検討していくことですが、少子化ですが、子供は少なくともこういう制度を利用する対象児童というのは、今の共働きがふえているこういう社会状況のもとでは、ますます需要と申しますが、住民ニーズがふえていくことだと思います。そういうことから、先ほどのようなことを検討すべきだと思えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えしますが、先ほどの答弁で申しましたとおり、現在文部科学省と厚生労働省が放課後対策事業に関して連携を図っていくというふうなことでありますので、その連携の内容をつぶさに私どもに届いた段階でその対応を検討してまいります。

ただいま議員がおっしゃいました空き教室の問題もその文部科学省との連携の中でその中に包含されるものと私どもは期待しております。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 現在の学童保育の国の法律では低学年、10歳程度ということになっていきますけれども、補助は6年生まででも、高学年まで想定していると聞いております。

今後の問題ではあると思いますが、住民ニーズは必ず低学年だけではなくて、今のこういう状況のもとでは希望する児童を全対象に入れて検討していくという方向をぜひ今後の課題としていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

国保税について伺います。国保税の負担軽減についてお伺いをいたします。

今定例会で値上げの条例改正案が提案されていますが、長引く不況と医療や年金など、たび重なる社会保障制度の改悪、税制改正による増税などにより国保加入者の家計はますます大変になるばかりです。

昨年合併後の統一により、旧町村時より値上げになった地域では、2年連続の値上げになり、負担増となるものです。

これでは合併してよかったと思えるまちづくりからはほど遠いものになってしまうのではないのでしょうか。雇用不安が続く昨今の社会状況のもと、何といたっても「国保税は、重税感があり、支払いが大変だ」という住民の声は根強いものがあります。

昨年私ども党支部が行った住民アンケートでも町政に望むことの上位に国保税の負担軽減が挙げられています。あらゆる財政措置を行い、値上げを抑えるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

これまでも支払い困難な方々に対し、納税相談に応じ、徴収向上に努力されているわけですが、このような経済状況のもと、広報や座談会等を通じてきめ細かな納税相談と減免制度、とりわけ申請減免などの周知、徹底を図るよう求めるものです。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険特別会計については、まず歳出について、保険給付に必要な経費、老人保健拠出金の納付に必要な経費、保険事業の運営に必要な経費及び事業の管理運営に必要な経費のほか、介護保険、第2号被保険者の介護保険料として介護納付金を加えて、その規模を積算します。

一方、歳入については、保険給付規模に応じた療養給付費等負担金や市町村間の年齢構成等の差異、被保険者の保険税負担能力の格差、財政不均衡の是正を図るための財政調整交付金が国や県から交付されるほか、社会保険診療報酬支払基金からも退職者医療制度に係る療養給付費交付金などが交付されます。

町の一般会計からは、保険税負担に困難性がある低所得者の保険税軽減分に応じた保険基盤安定負担金繰入金や高齢被保険者が一定割合以上の場合の支援措置として、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れることとなっております。

こうした歳入で歳出規模を賄えない分について保険税として皆さんに賦課し、会計を成り立たせているものです。

このように、所要の歳出をはじき出しますと、一定のルールのもとでほぼ自動的に国、県、町などからの歳入が見通され、歳出歳入を照らし合わせ、不足分を保険税に求める制度となっておりますので、まずはこうしたことにご理解をいただきたいと存じます。

保険税を少ない額にするためには、基本的に医療給付費の低減が必要となりますが、そのために町ではこれまでも健康づくりへの取り組みを初め、検診による疾病の早期発見などに努めているところです。

さて、町の平成17年度国民健康保険特別会計の収支状況ですが、歳入歳出差し引き残高の見込みは、2億9,200万円余りの黒字ですが、基金と繰越金を除いた単年度経常収支では6,500万円余りの単年度赤字となる見込みです。

現在の賦課状況のまま平成18年度の国民健康保険を運営してまいりますと、平成17年度以上の単年度赤字が想定され、安定的に制度を運営していくため、今般の議会において必要な額を確保するため、税率改正をお願いしているところです。

国民健康保険において適正な保険税額を賦課徴収することは、国民健康保険制度の安定的な運営に必要なばかりでなく、ひいては被保険者の医療と健康を推進することですので、どうかご理解をお願いするとともに、引き続き健康の維持増進に向けた各般の取り組みに努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、合併に伴う財政的効果と国民健康保険税は、別の次元のもので、税率改正はあくまで医療の状況に応じた改正であることにご理解もいただきたいと存じます。

それから、国民健康保険税の減免制度の周知についてですが、納税相談につきましては、年間を通じて随時受け付けておりますが、電話による納税相談のほか、都合により来庁できない場合には、訪問の上、納税相談を行うなど、納税者の状況に応じたきめ細かな対応による納税相談を

行っているところです。

また、保険税の減免制度につきましては、災害や盗難、著しい損失を受けたなど、特別な事情がある場合に適用になる旨、広報を通じてお知らせしたことがあります。納税相談の際にも該当事由がある場合、制度を周知しているところです。

皆様にはまずは国民健康保険の仕組みや納税の義務にご理解をいただくとともに、滞納となる前にまずは納税相談にお越しいただくよう、広報などを通じて周知するとともに、あわせて分割納付や減免についてもお知らせしてまいりたいと存じます。

また、そうした各種制度を適正に運用し、安定的な国民健康保険の運営に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 安定的な国保運営ということは、ずっとこれまでも答弁なさってきていることですが、もちろんこのとおりですけれども、国保は、もちろん医療費がどれだけかかるかによって計算されていくわけですが、ただ、そういう数字合わせといいますが、表現が適切でないかもしれませんけれども、歳入歳出見合った、それはもちろんそうですけれども、国保の重要な一つといいますが、国保法の中でも社会保障ということが第1条でうたわれています。

今住民の皆さんが国保加入者の皆さんが別に十分余力があって、どんどん国保税も心配なく払える状況であれば、何も問題はありませぬ。だけれども、こういう状況のもとで、先ほど質問の中でも言いましたが、雇用不安もある中で、なかなか安定的な所得、収入を得ることができない人たちもふえています。

そういう人たちに国保税が重くのしかかってくるわけですので、もちろん町でもこれまでそういうことも十分考慮なさっているわけですが、この決算を見ていきますと、単年度では赤字だと言いますが、繰越金があるわけですので、基金を取り崩して、もう大変な状態だという状況ではないと私は認識するわけです。

住民が大変なときですので、やっぱり負担増をなるべく抑えていくと。合併との関係では別の次元の話だということもおっしゃいましたけれども、やっぱり住民にとっては、合併してよくなったと思える、先ほどのことにも関連しますけれども、こういう一つ一つの施策がやっぱり切実なところで軽減になったということで、いや合併になってよくなったなと思える、そういうことが一番感じられることだと思います。

私たちいつもこのような同じようなことを言っているわけですが、これはやっぱり住民

負担軽減をしていくという、そういう立場で言っていますので、ぜひご検討をしていただきたと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてですが、第1点目の問題につきましては、国民健康保険制度が国民皆保険という観点での法律に基づいて一定のルールで運営されている以上、そのルールを遵守するのが自治体の務めと存じます。

議員がご指摘の点については、国会等において法律改正の伴う事案でありますので、この場では答弁いたしかねますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の基金の問題ですが、合併前の国民健康保険特別会計の基金額の半分以下になっておりますので、そうした事情もご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 皆保険制度、もちろんですけれども、やっぱり国会の問題というよりも、国会で決まったことが一番私たち底辺の末端の自治体の住民に直接実行していくところですので、これは、国会の問題というよりも、もちろん法律で町でどうこうできるわけではありませんが、社会保障という観点、その法律にそこを第1条がうたわれている、そのこともやっぱりぜひ、住民の暮らしを守る自治体の首長として町長にぜひそのところを強く考えていただきたいと思いますので、その点もう一度お願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 国民健康保険制度から離れまして、住民の観点での住民の負担のあり方については、私も十二分に理解はしているつもりです。

その上で、一つの制度だけではなくて、住民生活を取り巻くすべての行政施策が住民にとって福祉の向上になるようにということで、各般の施策を予算を用いまして、展開しているところでありますので、その点ご理解いただきたいと思います。

また、法律に基づく国民健康保険制度については、議員のご意見として承らせていただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） これで終わりますけれども、国保問題は、これから一番もとは国がやはり自治体に対して国庫補助金を減らして、国が出すべきお金を減らしてきたことにももちろん一番の大きな問題があるわけですが、そうだからといって、すべからず町に法律で仕方がないからといって、庶民にその分を負担を強いていくという考え方ではなく、ぜひ社会保障の立場も

何度も言いますが、勘案していただいて、ぜひ負担軽減を今後もしていただくよう求めて、終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇ 深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。17番、深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） ラストバッター、17番、通告に従いまして質問をいたします。

大変な豪雪に見舞われ、遅い雪解けの中、スタートしたことしの春作業、春先の天候不順もありましたが、中盤からのますますの天候により、その後の作業は順調に推移し、今では美郷の大地が鮮やかな緑の大地に変わってきたところであります。

さて、今回私が一般質問をするに至った経緯と申しますか、考え方につきましては、町長が常々申されておる新町建設のキーワードである地域融和について一層の推進を図るという観点からであり、二つのことについて提言として質問をいたすものであります。

まず初めに、食を通じた祭典の開催についてであります。

現在町では生産物の祭典、産業祭として美郷フェスタを開催し、今年度もその計画を立てているところであります。

さらに、食についていま一歩踏み込んだ食を通じた新たなイベントとして食の祭典を開催してはと考えるところであります。

美郷町、実にいい名前であります。自他ともに認める自然豊かな、その名のとおりのが町であります。その美郷の大地から生産されるもの、農産物はもちろんのこと、飲料水あるいは菓子、ひいては創作料理など、美郷の「み」が「味のみ」、「味の郷」としてそれらを直接食べる、販売するというような食のフェスティバルを創出していくべきと考えるところであります。

美郷町総合計画基本目標にもあります「人がふれあう町」、活力のある町に向けた触れ合い活動の一環として意義あるものと考えます。食を通じたイベントにはすべての年齢層に興味を示してもらえる点、あるいは生産者、販売者、消費者との直接的な会話が生まれることなど、地域の融和と活性化につながるものと考えますし、また、先ほどの吉野議員の質問にもありました景気

浮揚、地販地消にもつながるものと考えますが、町長のお考えを伺うものであります。よろしく
お願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの深沢議員のご質問にお答えいたします。

食の祭典の開催についてですが、議員ご指摘のとおり、昨年町では実りの秋に合わせて「美郷
を見る、知る、感じる」をテーマに関係機関協力のもと、「美郷フェスタ」を開催しましたが、
その中では農産展を初め、「朝ご飯食べよう運動」展や地産地消のための即売コーナー、学校給
食展など、食に関連する企画を実施したことはご承知のとおりと思います。

食は、人間生活に欠くことのできない基本的なことです。町民一人一人がみずからの食を
考え、食に対する関心を高めてもらいたいと町でも考えております。

そのため、今年度の重要施策の一つとして、地域食材の融通や情報の共有化など、直売所ネッ
トワークの構築による地産地消の推進や地域の食材を通じて食の教育を図るため、「丸ごと美郷
給食」の実施などを予定しているところです。

議員ご提案の食の祭典については、その重要性は認めるところですが、直ちに単独イベントと
して取り組むのではなく、まずはできるところからの観点で、ことしは「美郷の味の創出」をテ
ーマにして、美郷フェスタの1企画として、地域の食材を使った、例えば創作鍋料理などのコン
テスト企画を検討してまいりたいと存じます。

その取り組みを通じて、生産者と調理者あるいは生産者と消費者、さらには調理者と消費者に
会話が生まれ、ひいては相互理解が深まるとともに、行く行く地域の融和や活性化につながって
まいるよう期待したいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番、再質問ですか。（「違います。次の質問です」の声あり）

○17番（深沢義一君） 提言でございますので、私の申し上げました食の祭典については、今後
ぜひとも検討していただきたいものと、そう思います。

特に、形はさまざまあると思いますけれども、食をメインにしたというのは、先ほども質問の
中でも触れましたが、全年齢制、いわゆる子供でも大人でも食ということについては、非常に関
心の高いものというふうに考えておりますので、ぜひ検討していただけるだけの価値といいませ
が、要件であるのかなと、そういうふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、行政と住民とのより一層の一体感を推進するために、地域担当職員の配置を提言するも
のであります。

このことについては、規模の差異はあるにせよ、横手市において既に実施されておるところであります。来年度開催される国体あるいは農業大綱の実施、そして、行政区の再編といった地域の取り組みはもとより、町としてより一層のリーダーシップ、関与が求められる中であって、意義あるものとするものであります。

新町誕生して3年目に入っておりますが、町にとっても住民にとっても依然として社会状況は厳しく、官民一体となってこの状況を取り切っていかなければならないところであります。

そのためには、町が住民の心のよりどころとして今以上に機能していくことが必要であり、行政と住民との一層の一体感を進める必要があると思うわけでありまして。

特に、行政区の再編は、メンタルな面が重要な点でもあり、そうした意味においても地域担当職員を置くことは、有意義であると思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域担当職員の配置についてですが、役場に用事があっても、どこに行けばいいかわからないという声を耳にすることがありますが、確かに町民の皆さんにとって身近に声をかけられる役場職員がいれば、気持ち的にもゆっくりする部分があるものと思っております。

その意味では、地域担当者を配置することは、行政機関を身近に認識してもらうことや住民と行政機関の一体感醸成に一定の効果があるものと思っております。

しかし、具体の業務処理に当たっては、法令の改正やその内容、また、それを取り巻く最新の情報や動きを把握していることが求められます。

また、役場業務が行政組織規則に基づいて、それぞれの部署で責任を持って事務処理推進していく体制となっていることから、業務処理の判断や取り扱いは一元的でなければなりません。

こうしたことを考慮しますと、現実的には地域担当者を配置した場合、地域担当者の役割は業務担当者への取り次ぎ的な対応になることと存じますので、まずはこの点にご理解いただきたいと存じます。

地域担当者の配置につきましては、現段階では今年度の課題である六郷及び仙南地区での行政区再編について今後の円滑な推進のために担当職員の配置を考えているところであります。

これは、行政区再編についてさまざまな考え方が存在する状況の中、行政区同士の共通理解でその再編を進めたいため、課題が生じたときの調整役として配置したいもので、あくまでも行政区再編を中心とした配置となります。

議員ご提案の行政全般についての取り次ぎ役となる地域担当職員の配置については、この行政区再編が落ちついてから具体の検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 先ほどの質問とも同じような話になりますけれども、今の地域担当職員のことにつきましては、継続的にずっとというようなことではなくて、私なりに思うんですが、今のこの合併した時期だからこそ、そしてまた、行政の再編ということ考えたときの今だから必要なのかなと。そういうふうな思いもあります。

ある意味、町長が申されたように、取り次ぐという面が主体的な形になってしまうかもしれませんが、でも、それが一つは住民の心のよりどころとしてのとらえるべきところになるのかなと、そんな気がします。

提言ということでございますので、この二つ、ひとつすぐにとというようなことにはなかなかならないと思います。ひとつ前向きに検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで17番、深沢義一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12日午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時05分）

